

各種書類等をメール提出する場合のメール送信先

＜財政課 契約管理係 受信用アドレス＞

s-kyks@city.sukagawa.fukushima.jp

契約書チェックリスト 業務委託(建築設計)

契約時提出書類	確認項目	紙契約	電子契約	チェック
1 業務委託契約書 (2部、1部は印紙あり)	① 委託業務の番号・名称、場所、履行期間は、金抜き設計書等に記載された内容と一致。	窓口	電子契約システム上で確認	
	② 契約月日は業務開始日となっている。			
	③ 業務委託料、消費税の額に誤りがない。 ※ 業務委託料等の金額の訂正は不可。 記載の誤りをした場合は担当課へ連絡。			
	④ 印紙税額に誤りはなく、かつ、印紙を消印。 ※ 消費税額を除く業務委託料に応じた税額。			
	⑤ 制印を押印している。 ※裏面の袋とじ部分1箇所だけで結構です。 ※表面の上部の捨て印は不要です。			
2 契約条項	業務委託契約書に添付。	窓口	電子契約システム上で確認	
3 建築士法第22条の3の3第1項に定める記載事項	延べ面積300m ² 以上の新築設計又は工事監理の場合のみ提出。	窓口	電子契約システム上で確認 (事業者側からアップロード)	
4 業務着手届(押印省略)	業務委託名等は業務委託契約書、金抜き設計書に記載された内容と一致。	窓口	メール又は窓口	
5 業務工程表(押印省略)	業務委託名等は業務委託契約書、金抜き設計書に記載された内容と一致。	窓口	メール又は窓口	
6 管理技術者通知書 ※ 経歴書、資格証(写し)、雇用 関係の確認書類(写し)を添付 (押印省略)	業務委託名等は業務委託契約書、金抜き設計書に記載された内容と一致。 ※ 雇用関係の確認書類は、原則として下記のいずれかを提出してください。提出の際、雇用関係の確認に関係のない項目は、黒塗り等のマスキングを施してください。 ・監理技術者資格者証 ・住民税特別徴収税額通知書 ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・所属会社の雇用証明書 ・その他、これらに準ずる書類 (恒常的雇用関係を確認できるもの)	窓口	メール又は窓口	
7 担当(技術)者名簿(押印省略)		窓口	メール又は窓口	
8 課税事業者届出書(押印省略)	契約日を含む課税期間であること。履行期間が課税期間内に含まれていない場合は、次期分も併せて提出。	窓口	メール又は窓口	
9の1 契約保証 (現金で納付する場合)	別紙「契約保証金納付書記入について」を確認。	窓口	メール又は窓口	
9の2 契約保証 (現金で納付する場合を除く。)	業務委託名等は業務委託契約書、金抜き設計書に記載された内容と一致。 ※ 前払金を申請する場合は、保証会社と締結した保証証書(契約保証と前払金保証)とその写し/約款を提出。	【書面で証書を作成する場合 ・金融機関等の保証の場合】 窓口		
10 納税証明書 (制限付一般競争入札のみ)	須賀川市に市税(法人住民税・固定資産税)の納税義務がある場合。	窓口	メール又は窓口	

※前払金を申請する場合(契約額300万円以上の場合のみ可)は下記の書類も併せて提出。

11 前払金保証証書とその写し	業務委託名等は業務委託契約書、金抜き設計書に記載された内容と一致。	窓口・条件付き(※)でメール提出可 ※ メールで提出可能なのは、東日本建設業保証㈱の電子保証を利用した場合に限ります。	
12 前払金申請書 (押印省略)	① 業務委託名等は業務委託契約書、金抜き設計書に記載された内容と一致。		
前払金請求書 (押印省略)	② 請求金額が業務委託料の30%以内である。		
※押印省略する場合は、請求書に「発行責任者の氏名・電話」と「発行担当者の氏名・電話」の記載が必要となります。	③ 振込先が前金用の口座である。		

※提出書類様式は市HP>事業者の方へ>入札・契約等>入札および契約に関する情報>入札・契約の各種様式からダウンロードしてください。

※委託料(税抜)に応じた印紙税額	
100万円以下のもの	200円
100万円を超える200万円以下のもの	400円
200万円を超える300万円以下のもの	1千円
300万円を超える500万円以下のもの	2千円
500万円を超える1千万円以下のもの	1万円
1千万円を超える5千万円以下のもの	2万円
5千万円を超える1億円以下のもの	6万円
1億円を超える5億円以下のもの	10万円